

西 部 ス ラ ッ ジ セ ン タ ー
3 ～ 5 系 焼 却 施 設 改 築 事 業

環 境 影 響 評 価 方 法 書

(要 約 書)

令和 7 年 8 月

札 幌 市

<目 次>

第1章 対象事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 ..	1-1
1. 対象事業を実施しようとする者の名称	1-1
2. 代表者の氏名	1-1
3. 主たる事務所の所在地	1-1
第2章 改築事業の目的及び内容	2-1
1. 事業の目的	2-1
2. 事業の名称及び種類	2-1
3. 事業の実施区域の位置・規模	2-1
4. 事業計画の概要	2-3
(1) 事業において処分する廃棄物の種類	2-3
(2) 事業の背景・経緯	2-3
1) 終末処理場における汚泥処理の現状	2-3
2) 汚泥処理実績	2-5
3) 廃熱発電の実績	2-5
(3) 事業の必要性及び計画の概要	2-6
1) 事業の必要性	2-6
2) 計画の概要	2-6
3) 複数案の設定と施設配置計画	2-7
4) 廃熱発電計画	2-8
5) 現施設と計画する新施設の比較	2-8
6) 公害防止計画	2-9
7) 廃棄物処理計画	2-10
8) 汚泥搬入出に関する計画	2-10
9) 排水計画	2-10

第 3 章 事業実施区域及び影響範囲の概況	3-1
1. 設定した影響範囲及び設定の根拠	3-1
(1) 設定した影響範囲及び設定の根拠	3-1
(2) 影響範囲の概況	3-10
1) 自然的状況	3-10
2) 社会的状況	3-10
第 4 章 計画段階環境配慮書における影響検討結果及び環境配慮の概要	4-1
1. 計画段階環境配慮書における影響検討結果及び環境配慮の概要	4-1
第 5 章 計画段階環境配慮書についての意見と事業者の見解	5-1
1. 住民等からの意見及び事業者の見解	5-1
2. 市長からの意見及び事業者の見解	5-2
第 6 章 環境影響評価項目の選定	6-1
1. 環境影響評価項目の選定	6-1
第 7 章 調査、予測及び評価の手法の概要	7-1
1. 人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を 旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	7-1
2. 人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素 ...	7-10
3. 環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評 価されるべき環境要素	7-12
第 8 章 手続きの経過の概要及び問い合わせ先	8-1
1. 手続きの経過の概要	8-1
2. 記載内容についての問い合わせ先	8-1
(1) 事業者の問い合わせ先	8-1
(2) 環境影響評価を委託した者の氏名及び住所	8-1

第1章 対象事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1. 対象事業を実施しようとする者の名称

事業者の名称：札幌市

(担当：下水道河川局事業推進部下水道計画課)

2. 代表者の氏名

代表者の氏名：札幌市長 秋元克広

3. 主たる事務所の所在地

主たる事務所の所在地：札幌市豊平区豊平6条3丁目2－1

第2章 改築事業の目的及び内容

1. 事業の目的

下水道は、市民の安全で快適なくらしと良好な環境を守り社会活動をささえる重要なライフラインである。

現在、札幌市下水道河川局では「札幌市下水道ビジョン 2030」および「札幌市下水道事業中期経営プラン 2025」を策定し、下水道事業をとりまく情勢の変化に対応し将来にわたり良好な下水道サービスを提供するよう努めている。

市内 10 か所の水再生プラザで発生する下水汚泥は、東西 2 か所のスラッジセンターに集約して脱水及び焼却しており、焼却に伴い発生する熱で発電するとともに、焼却灰をセメント原料等の建設資材として 100%有効利用している。

豊平川左岸の水再生プラザで発生した下水汚泥を処理する西部スラッジセンターでは、全 5 系列の焼却炉が稼働している。そのうち、1・2 系焼却炉については、老朽化のため、平成 29 年度より改築工事に着手し、令和 3 年度に新 1 系焼却炉を、令和 5 年度に新 2 系焼却炉を供用開始した。

本事業は、供用開始から 20 年以上が経過しており、札幌市における下水汚泥焼却炉の目標耐用年数 35 年が迫っていることから、残る 3～5 系焼却炉の改築を目的としている。

改築においては、将来的な下水汚泥発生量や東西スラッジセンターの既存能力を加味した上で、適切な施設規模とする必要がある。更に、上述の計画において、下水道エネルギー・資源の有効利用を進めることとしており、汚泥焼却廃熱を利用した発電設備を導入することで、温室効果ガス排出量の削減を図る計画である。

2. 事業の名称及び種類

事業の名称：札幌市西部スラッジセンター 3～5 系焼却施設改築事業

事業の種類：札幌市環境影響評価条例第 2 条第 2 項第 7 号に掲げる第一種事業
『下水道法第 2 条第 6 号に規定する終末処理場』の改築

3. 事業の実施区域の位置・規模

事業の実施区域（以下「事業実施区域」という。）の位置・規模の概要を表 2-3-1 に、その位置を図 2-3-1 に示す。

事業実施区域は、札幌市市街部にある札幌市役所から北西方向に約 15km の手稲区手稲山口に位置しており、現在稼働中である札幌市の下水汚泥の濃縮・脱水・焼却の処理を行う集中処理施設「西部スラッジセンター」の敷地内である。

改築する焼却施設の規模は、330 t / 日とする。

表 2-3-1 事業実施区域の位置・規模の概要

項 目	概 要
事業実施区域の位置	札幌市手稲区手稲山口 322 番地 (図 2-3-1 事業実施区域位置図 参照)
施設の規模	330t/日



凡例

- 事業実施区域
- 市町村界



1:12,500



※この地図は、国土地理院発行の電子地形図(タイル)を使用したものである

図 2-3-1 事業実施区域位置図

4. 事業計画の概要

(1) 事業において処分する廃棄物の種類

- ・ 高分子脱水汚泥
- ・ 汚泥処理系スクリーンかす
- ・ 洗砂（沈砂を洗浄したもの）

(2) 事業の背景・経緯

1) 終末処理場における汚泥処理の現状

東西 2 箇所のスラッジセンターでは、水再生プラザで発生する汚泥を圧送管（パイプライン）により集め、減容化・安定化のため、濃縮・脱水・焼却処理を行っている。

汚泥処理のルート図を図 2-4-1 に、令和 6 年度現在のスラッジセンターの概要を表 2-4-1 に示す。汚泥圧送ルートは、何らかの事故や災害によって一部区間で汚泥の輸送が停止しても汚泥の処理に支障が出ないよう、二条化やループ化を行っている。

スラッジセンターからは年間で約 2 万 t の焼却灰が発生しているが、建築資材（改良埋戻材およびセメント原料）として、全量を有効利用している。また、西部スラッジセンターでは、汚泥焼却に伴う熱エネルギーを蒸気発電設備の運転や脱水汚泥の乾燥・暖房などに利用している。さらに、西部スラッジセンター 1, 2 系焼却施設の改築に併せ、汚泥焼却廃熱を利用したスクリー・バイナリー発電設備を導入しており、令和 3 年度に新 1 系焼却施設が、令和 5 年度に新 2 系焼却施設が供用開始した。

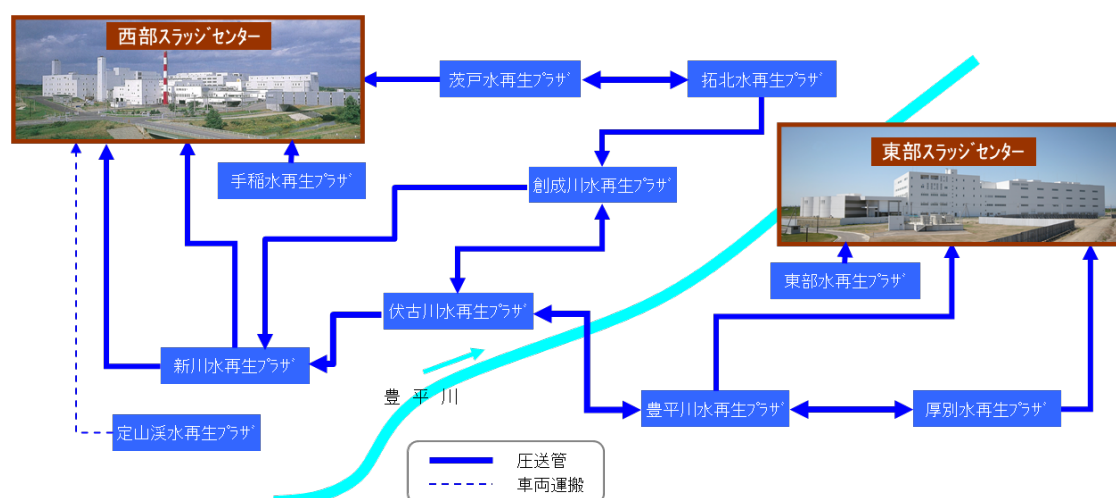
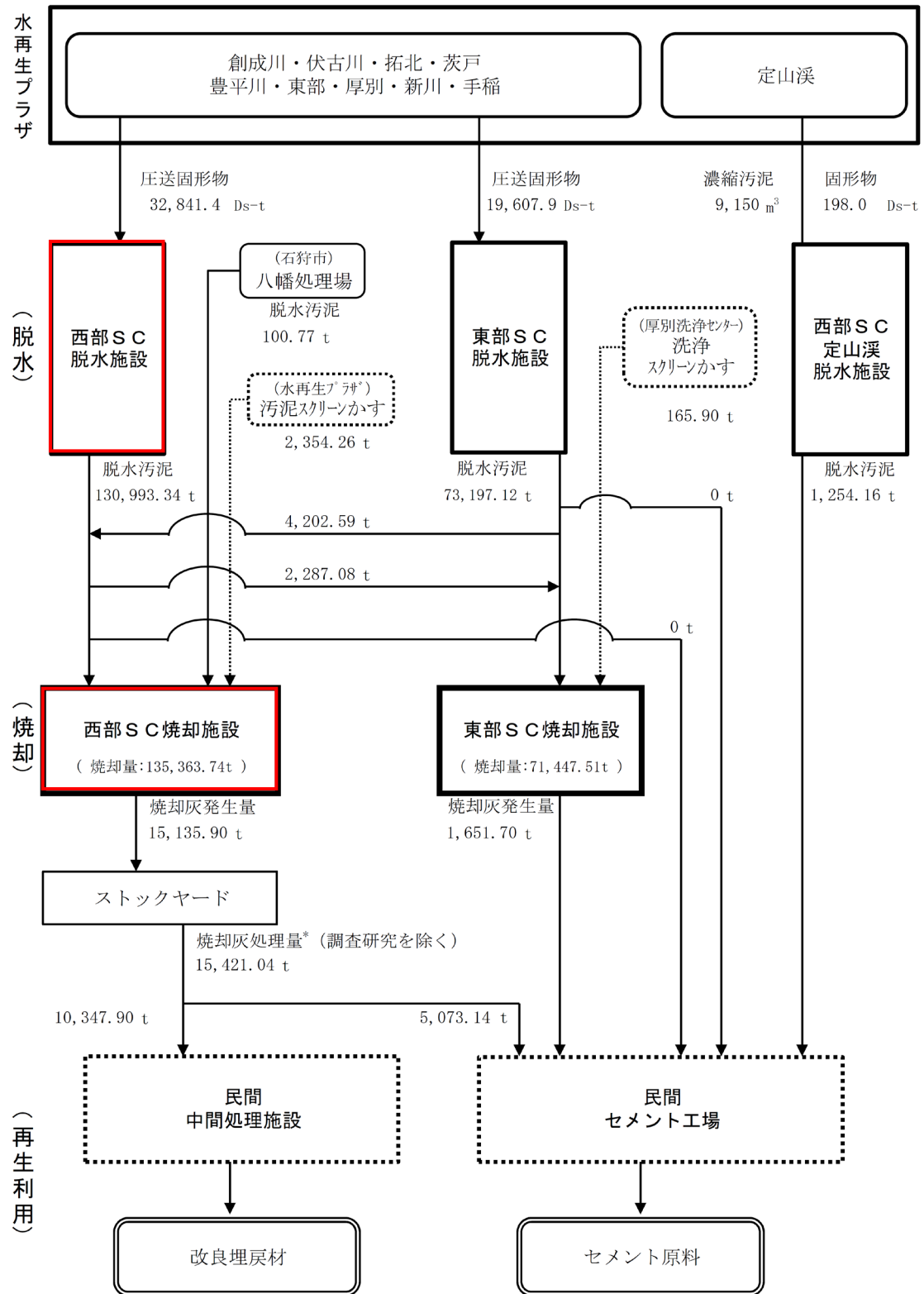


図 2-4-1 汚泥処理のルート図

表 2-4-1 東西スラッジセンターの概要

	西部スラッジセンター	東部スラッジセンター
所在地	手稲区手稲山口 322	白石区東米里 776-18
施設面積(m ²)	86,913	40,196
脱水能力	50m ³ /時・台 × 6 台 1.28 m ³ /時・台 × 2 台	50m ³ /時・台 × 6 台
脱水方式	遠心脱水方式 圧入式スクリープレス	遠心脱水方式
焼却能力(t/日)	550	300
焼却形式	ストーカ式	循環式流動焼却方式
発電設備	スクリー・バイナリー発電	－
発電出力	400kW(新 1・2 系合計) 110kW(現 5 系)	－

汚泥処理フロー



* 西部スラッジセンター焼却灰処理量＝ストックヤード搬出量（当年度発生量＋前年度繰越分－翌年度繰越分）

出典：札幌市下水道河川局事業推進部「令和5年度 札幌市下水道維持管理年報」

図 2-4-2 汚泥処理フロー

2) 汚泥処理実績

西部スラッジセンターにおける年間汚泥焼却量の推移を、図 2-4-3 に示す。
過去 4 年間の汚泥処理量は概ね横ばいとなっている。

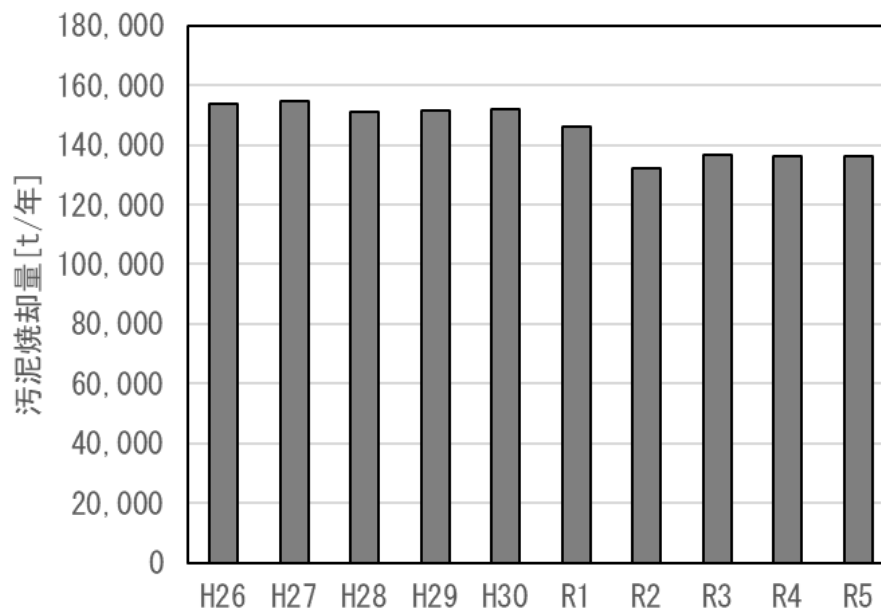


図 2-4-3 年間汚泥焼却量の推移

3) 廃熱発電の実績

H26 年度に 5 系焼却施設蒸気発電設備が、令和 3 年度にスクリー・バイナリー発電が設置された新 1 系焼却施設が、令和 5 年度には新 2 系焼却施設が供用開始した。過去 10 年の発電実績は表 2-4-2 の通りである。

表 2-4-2 西部スラッジセンターにおける廃熱発電実績

年度	発電量 (kWh)
H26 年度	51,252
H27 年度	883,221
H28 年度	998,759
H29 年度	1,047,230
H30 年度	1,133,424
R1 年度	867,604
R2 年度	956,430
R3 年度	1,287,270
R4 年度	1,318,199
R5 年度	1,894,475

(3) 事業の必要性及び計画の概要

1) 事業の必要性

「1 事業の目的」(p. 2-1)に記載のとおり、市内全域の下水汚泥を東西 2 か所のスラッジセンターで集約処理しており、今後の安定的な処理体制を維持するため、現施設の更新は不可欠な計画である。

2) 計画の概要

ア 改築の方向性

今後 10 年間の下水道事業の方向性を取りまとめた「下水道ビジョン 2030」では、脱炭素・循環型社会の構築に貢献するために、下水道エネルギー・資源の有効利用をさらに進めることとしている。また、下水道事業の行動計画である「中期経営プラン 2025」では、西部スラッジセンター3～5 系焼却施設の改築に併せ、汚泥のエネルギー利用設備の導入について、新技術の開発動向も踏まえながら多角的に検討することとしている。さらに改良埋戻材やセメント原料として汚泥の 100%有効利用を引き続き実施することとしている。

よって、改築検討においては下水汚泥を有効利用することを前提とし、現行の有効利用方法である「焼却（廃熱発電）」以外の方法（熱分解ガス化、固形燃料化、コンポスト化）も含め、費用面（ライフサイクルコスト）、環境面（温室効果ガス排出量）、生成物（焼却灰、固形燃料、廃熱等）の需要の有無の 3 点から比較を行った。その結果、生成物である焼却廃熱及び焼却灰を有効利用することができ、費用面において最も有利であるとともに、環境面でも今後更なる技術開発が期待される「焼却（廃熱発電）」が、西部スラッジセンター3～5 系焼却炉の改築に最も適すると結論付けた。

イ 施設の規模

将来の計画人口を基に、実績等を加味して、日平均計画汚泥量及び焼却施設の規模を算出した。試算の結果、西部スラッジセンター3～5 系の供用開始予定である令和 15 年度時点では、西部スラッジセンター全体で 530t-ws/日の焼却炉能力が必要である。

1・2 系焼却炉の焼却能力はそれぞれ 100t-ws/日のため、改築予定の 3～5 系焼却炉の焼却能力は 330t-ws/日とし、定期整備等の停止期間を考慮し、2 炉以上での整備とする。

表 2-4-3 施設の規模

項目	概 要
汚泥処理方式	廃熱発電を伴う焼却(焼却炉形式は未定)
施設の規模	330t/日(予定)
系列数	2 系列以上(予定)

3) 複数案の設定と施設配置計画

事業地は、前述のとおり、西部スラッジセンターの敷地内とする。

また、下水道は市民の安全で快適な暮らしと良好な環境を守り社会活動をささえる重要なライフラインであり、今後も下水汚泥を安定的かつ効率的に処理するため、本事業の実施が不可欠であることから、ゼロ・オプション（事業を実施しない案）については検討しない。

ア 複数案の前提条件

事業計画の複数案検討にあたり、前提条件を以下に示す。

- ・旧 1・2 系焼却施設の跡地等、西部スラッジセンターの敷地内に設置する。
- ・表 2-4-4 に示した施設の概算面積等を確保する。
- ・大規模修繕、定期整備等を踏まえたメンテナンススペースの確保を考慮する。

表 2-4-4 西部スラッジセンター新 3～5 系焼却施設の概算面積等

項目	概算数値
面積	縦 45m × 横 81m、面積:3,645m ²
高さ	25～40m

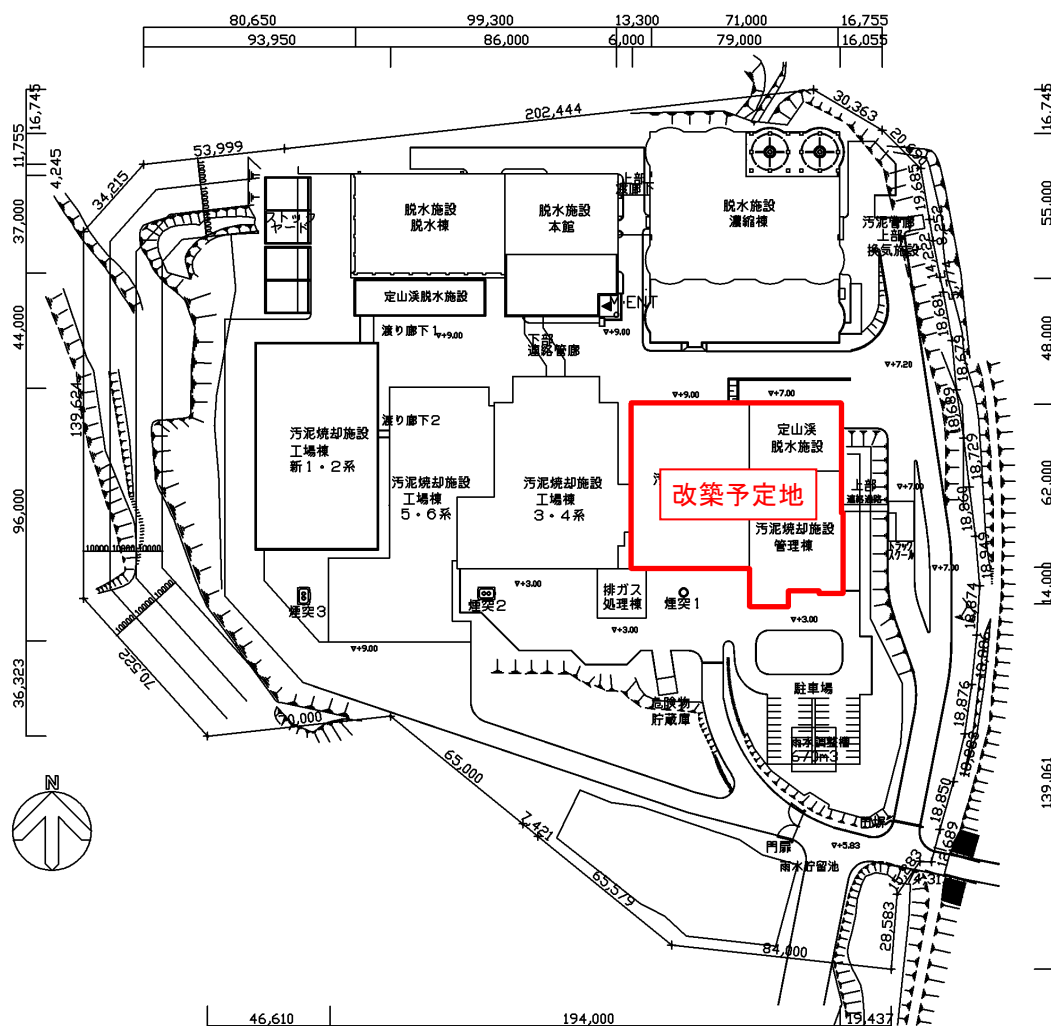


図 2-4-4 西部スラッジセンター施設配置図

イ 構造・配置に関する複数案の設定

西部スラッジセンターの用地の制約から、配置の複数案は設定することができず、構造の複数案を検討した。

脱水機の設置場所が脱水棟の場合や焼却炉横の場合と、焼却施設上部の場合で煙突高さが異なる（図 2-4-5 参照）。また、メーカーヒアリング等から、煙突高が既存の新 1・2 系焼却施設よりも低くなる可能性がある。よって、煙突高さについて表 2-4-5 の複数案を設定する。

実際の構造についてはコストや維持管理性、環境影響評価の結果等を十分に考慮し計画することとする。

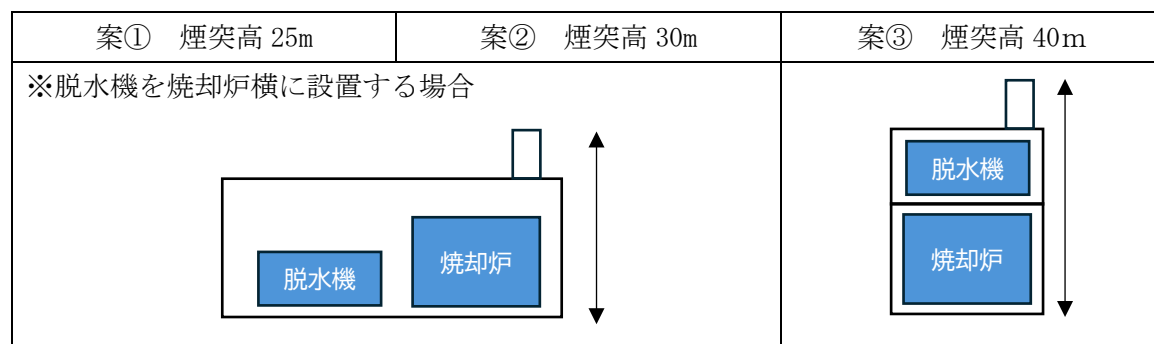


図 2-4-5 脱水施設の配置方式

表 2-4-5 焼却施設の構造における複数案の設定

区分	焼却施設の構造		
項目	煙突高さ		
案	案① 25 m メーカーヒアリング回答から最低の高さを設定	案② 30 m 既存の焼却炉(新 1・2 系)の高さを設定	案③ 40 m 既存の焼却炉に脱水機を加えた高さを設定

4) 廃熱発電計画

現施設では、蒸気を活用した発電を行い、発電した電気は場内で使用している。（表 2-4-2 西部スラッジセンターにおける廃熱発電実績参照）

新施設においても、同様に廃熱発電を場内利用する運用を検討する。

5) 現施設と計画する新施設の比較

現施設と計画する新施設の比較を表 2-4-6 に示す。

新施設の施設規模は、前述(p. 2-6)のとおり 330 t / 日を計画する。

表 2-4-6 現施設と計画する新施設の比較

項目	現施設			新施設
	3 系	4 系	5 系	
施設規模	100t/日	100t/日	150t/日	330t/日
稼働時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間
炉形式・炉数	階段式ストーカ炉・各 1 炉			今後の設計にて決定
煙突高さ	50m	50m	44m	25～40m (今後の設計にて決定)
排水方式	手稲水再生プラザへ返送			手稲水再生プラザへ返送
発電可能量	—	—	110kW	今後の設計にて決定
余熱利用				今後の設計にて決定
稼働開始年	H6. 3	H8. 3	H12. 8	
敷地面積	3, 645m ²			3, 645m ²

6) 公害防止計画

現施設では、法令で定める規制基準等を遵守することにより、公害防止に努めている。なお、施設排水は、現施設と同様に公共下水道に接続して放流する計画であり、周辺の公共用水域(河川) には放流しない。

表 2-4-7 排出ガスの規制基準

項目	規制基準			備考
ばいじん	焼却能力	新規施設	既設	大気汚染防止法
	4t/h 以上	0. 04g/Nm ³	0. 08g/Nm ³	
	2～4t/h	0. 08g/Nm ³	0. 15g/Nm ³	
	2t/h 未満	0. 15g/Nm ³	0. 25g/Nm ³	
塩化水素	700mg/Nm ³			大気汚染防止法
窒素酸化物	250ppm			大気汚染防止法
硫黄酸化物	K 値＝4. 0			大気汚染防止法
ダイオキシン類	焼却能力	新規施設	既設	ダイオキシン類 特別措置法
	4t/h 以上	0. 1ng-TEQ/Nm ³	1ng-TEQ/Nm ³	
	2～4t/h	1ng-TEQ/Nm ³	5ng-TEQ/Nm ³	
	2t/h 未満	5ng-TEQ/Nm ³	10ng-TEQ/Nm ³	
水銀	30 μ g/Nm ³ （新規施設）			大気汚染防止法
	50 μ g/Nm ³ （既設）			

表 2-4-8 悪臭の規制基準

規制基準	備考
臭気指数 10 以下	都市計画法に基づく都市計画区域全域に適用。(1 号規制・敷地境界)

7) 廃棄物処理計画

汚泥の焼却後に発生する焼却灰は、建設資材等として有効利用する計画である。

8) 汚泥搬入出に関する計画

各水再生プラザで発生した汚泥は汚泥圧送管を通じて西部スラッジセンターに搬入される。また、汚泥系スクリーンかす等は車両で搬入しており、令和5年度の施設全体の実績で4,813台/年であり、日平均では13.2台/日となる。搬出入については、将来も同程度となる計画である。

9) 排水計画

施設排水は、現施設と同様に公共下水道に接続して放流する計画であり、周辺の公共用水域（河川）には放流しない。

第3章 事業実施区域及び影響範囲の概況

1. 設定した影響範囲及び設定の根拠

(1) 設定した影響範囲及び設定の根拠

札幌市環境影響評価条例第4条第1項及び第5条第1項に規定される環境配慮指針及び技術指針に基づき、関連する既存資料を整理し、関係地域を調査範囲とした地域の概況把握を行った。

「関係地域」とは、事業の実施により1以上の環境要素が影響を受ける範囲である。各環境要素が影響を受ける範囲（以下「影響範囲」という。）は、事業の特性と調査、予測及び評価の選定項目により異なることから、表3-1-1に一覧を示す。また、図3-1-1に影響範囲の設定状況を示す。

表 3-1-1 影響範囲の範囲及び設定根拠

項目			影響範囲の範囲	設定根拠
大気質	硫黄酸化物 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質	煙突排出ガス	周辺の住居地域及び想定される最大着地濃度地点を含む最大4km程度の範囲	「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に示された煙突実態高40mの場合の調査対象地域が半径4kmであることを考慮して設定
	粉じん	工事の実施		
騒音振動	騒音振動	機械等の稼働による騒音・振動	事業実施区域から最大1km程度の範囲	類似例などの一般的な距離減衰を考慮して設定
		搬入車両の騒音・振動		
悪臭	悪臭	煙突排出ガス	周辺の住居地域及び想定される最大着地濃度地点を含む最大4km程度の範囲	排ガスの最大着地濃度地点が煙突から約1kmと想定しており、2倍以上の範囲を設定、また、札幌市の大気質及び土壌ダイオキシン類の調査地点を考慮して設定
		施設漏洩悪臭	事業実施区域から最大1km程度の範囲	類似例などの一般的な距離減衰を考慮して設定
水質(底質及び地下水を含む)	水の濁り	工事の実施	事業実施区域から最大300m程度の範囲	工事濁水等の発生を考慮して、新川までの範囲を設定
地形及び地質	重要な地形及び地質	工作物の存在	事業実施区域から最大1km程度の範囲	土地改変や土砂流下等による重要な地形・地質の消失や特性変化を考慮して設定
植物	重要な植物種及び群落とその生育地	工作物の存在	事業実施区域から最大1km程度の範囲	移動能力及び周辺の生息環境等を考慮して設定
動物	猛禽類を除く重要な動物種及び注目すべき生息地	工作物の存在		
	重要な猛禽類	工作物の存在	事業実施区域から最大5km程度の範囲	「北海道の猛禽類 2020年版」に示された北海道の海岸部に生息するオジロワシの営巣地間距離を考慮して設定
生態系	地域を特徴づける生態系	工作物の存在		
景観		施設(煙突)の存在	手稲稲積公園を含む最大6km程度の範囲	遠景眺望点(手稲稲積公園)を考慮して設定
人と自然との触れ合いの活動の場		施設(煙突)の存在	事業実施区域から最大5km程度の範囲	代表的な公園及びレジャー施設(稲穂ひだまり公園及び手稲山自然歩道等)等を考慮して設定
廃棄物等	廃棄物及び副産物	廃棄物の発生	市内全域	環境への負荷の回避・低減に係る環境要素として設定
温室効果ガス	二酸化炭素	煙突排出ガス		地球環境に係る環境要素として設定

出典：「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年、環境省）

出典：「北海道の猛禽類 2020年版」（令和2年、北海道猛禽類研究会）



図 3-1-1 影響範囲の設定

焼却施設の排出ガスに係る大気質及び悪臭については、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年、環境省）に示された煙突実態高 40m の場合の調査対象地域が半径 4km であることを考慮し、図 3-1-2（1）に示す事業実施区域から最大 4km 程度の範囲を影響範囲に設定する。

騒音・振動、工事の実施に係る大気質、施設から漏洩する悪臭については、類似事例などから広範囲に影響が及ぶ可能性は小さいと判断し、図 3-1-2（2）に示す事業実施区域から最大 1 km 程度の範囲を影響範囲に設定する。

水質については、施設排水を手稲水再生プラザへ送水し処理するため河川水質には影響を及ぼさないが、施工工事による濁水等の発生が周辺環境に影響を及ぼす可能性があるため、図 3-1-2（3）に示す新川までの範囲（約 300m）を影響範囲に設定する。

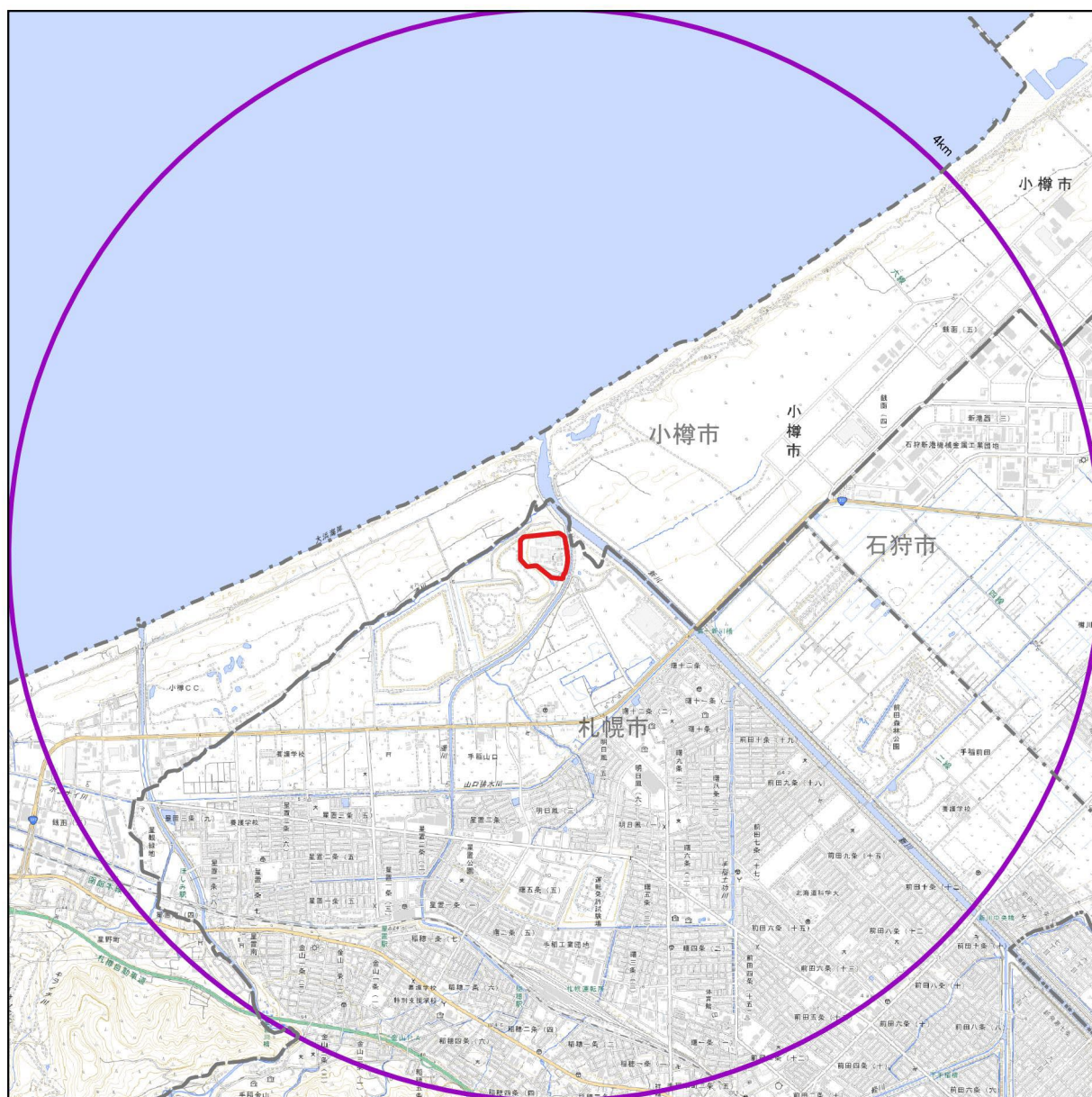
地形及び地質については、周辺に重要な地形及び地質が分布していないこと、施設建設にあたり大規模な掘削工事や土地改変を計画していないことから、広範囲に影響を及ぼす可能性は小さいと判断し、図 3-1-2（2）に示す事業実施区域から最大 1km 程度の範囲を影響範囲に設定する。

植物、動物及び生態系については、生物の移動能力から影響範囲を想定した。植物及び猛禽類を除く動物は、それぞれ図 3-1-2（2）に示す事業実施区域から最大 1km 程度の範囲を影響範囲に設定する。猛禽類を含む生態系については、「北海道の猛禽類 2020 年版」（令和 2 年、北海道猛禽類研究会）に示された北海道の海岸部に生息するオジロワシの営巣地間距離を考慮して図 3-1-2（4）に示す最大 5km 程度の範囲を影響範囲に設定する。

景観については、代表的眺望点である手稲稲積公園を含む図 3-1-2（5）に示す最大 6km の範囲を影響範囲に設定する。

人と自然との触れ合いの活動の場は、周辺の代表的な活動の場である稲穂ひだまり公園や手稲山自然歩道等を含む図 3-1-2（4）に示す最大 5km 程度の範囲を影響範囲に設定する。

なお、廃棄物等及び温室効果ガスについては、項目の性質を考慮して影響範囲を市内全域とした。



凡例

- 事業実施区域
- 市町村界
- 影響範囲(大気質(煙突排出ガス)、悪臭(煙突排出ガス))



1:50,000



※この地図は、国土地理院発行の電子地形図(タイル)を使用したものである

図 3-1-2(1) 影響範囲(大気質(煙突排出ガス)・悪臭(煙突排出ガス))

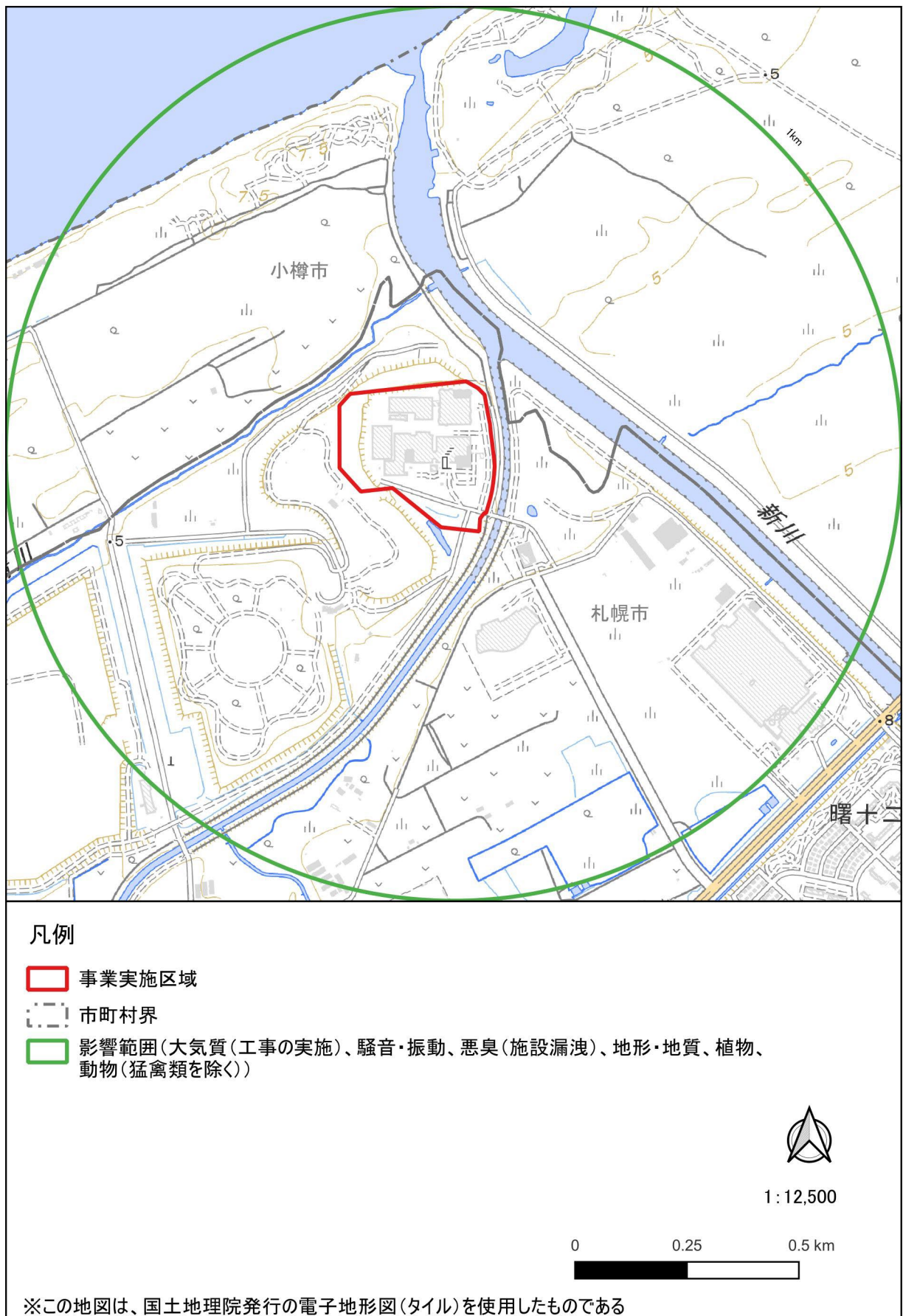
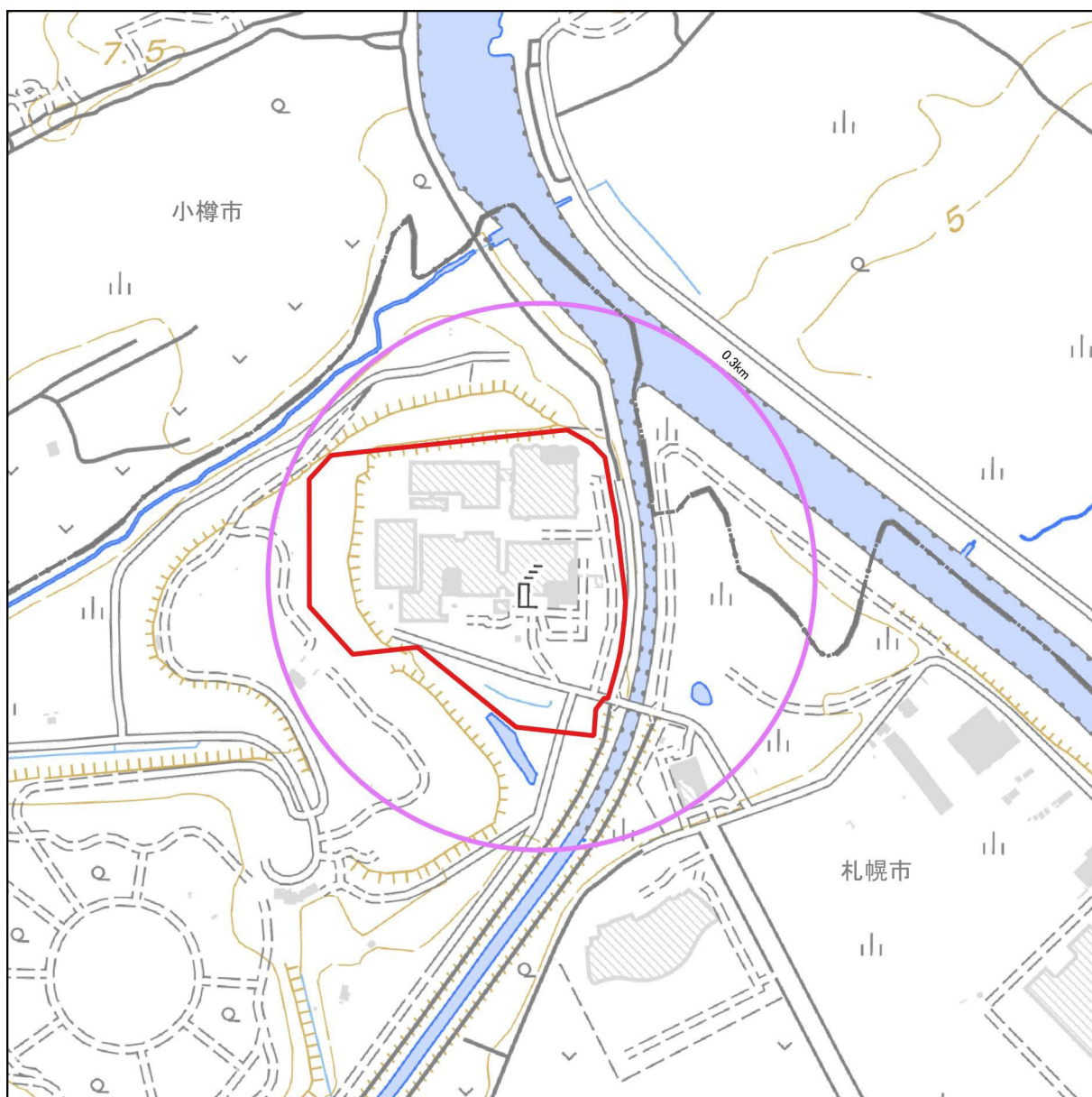


図 3-1-2(2) 影響範囲(大気質 (工事の実施))(騒音・振動)(悪臭(施設漏洩))
(地形・地質)(植物、動物(猛禽類を除く))



凡例

- 事業実施区域
- 市町村界
- 影響範囲(水質)



1:7,500

0 100 200 300 m



※この地図は、国土地理院発行の電子地形図(タイル)を使用したものである

図 3-1-2 (3) 影響範囲(水質)



凡例

事業実施区域

市町村界

影響範囲(猛禽類及び生態系、人と自然との触れ合いの活動の場)



1 : 75,000



※この地図は、国土地理院発行の電子地形図(タイル)を使用したものである

図 3-1-2 (4) 影響範囲(猛禽類及び生態系)(人と自然との触れ合いの活動の場)



図 3-1-2 (5) 影響範囲(景観)

(2) 影響範囲の概況

1) 自然的状況

ア 地域の生活環境に係る項目

影響範囲については、大気汚染、騒音、振動及び水質の公害関係法令に基づく届出施設が存在しているが、札幌市が実施する一般環境大気汚染測定結果及び土壌ダイオキシン類の測定結果は環境基準等を達成している。また、悪臭発生施設は存在しない。河川の水質については、全ての項目が環境基準を達成している。

イ 地域の自然的状況に係る項目

事業実施区域の植生区分は造成地であり、パークゴルフ場、事業場などが分布する。また、事業実施区域の北方の海岸側は、海浜植生群落や海岸林が分布し、内陸側に向かって樹林地やススキ、ヨシ等の草地が点在している。

また、事業実施区域の南東約 2.4km の位置に前田森林公園が、北東約 4.1km の位置に樽川公園が、南東約 5.1km の位置には手稲稲積公園が存在している。

2) 社会的状況

ア 地域の社会的状況に係る項目

事業実施区域周辺は市街化調整区域となっている。事業実施区域の南方は手稲山口地区となっており、パークゴルフ場、事業場などが分布する。更に南方には、山口地区があり住宅地となっている。

札幌市内から事業実施区域への主要アクセス道路は主要道道前田新川線、一般国道 337 号、市道稲山線であり、一般国道 337 号沿線には北海道札幌あすかぜ高等学校が存在する。

イ 環境法令等に係る項目

事業実施区域は、札幌市が悪臭の規制地域に指定しているが、騒音に係る環境基準の類型指定地域、騒音及び振動の規制区域に指定されていない。

事業実施区域の流域河川である濁川は河川の水質に係る環境基準の類型は指定されていないが、東方向を流れる新川は、河川の水質に係る環境基準 D 類型に指定されている。

また、事業実施区域及びその周辺においては、自然環境の保全に関する法令に基づき指定された区域及び地域はない。

事業実施区域の北方 0.3km の位置にある海岸林は、保安林に指定されている。

第4章 計画段階環境配慮書における影響検討結果及び環境配慮の概要

1. 計画段階環境配慮書における影響検討結果及び環境配慮の概要

計画段階環境配慮書において行った環境要素ごとの環境影響が考えられる内容と、事業計画における環境配慮の概要を表 4 1 1～表 4 1 4 に示す。

なお、方法書段階においては、煙突高さに係る複数案（25m 案、30m 案及び 40m 案）の可能性を残し、準備書段階にてこれらの絞り込みを可能な限り行うこととする。

表 4-1-1 (1) 環境影響評価の総合的な評価（大気質）

環境要素	影響要因の区分	調査項目	予測項目・予測方法												
大気質	施設の稼働 (排ガス)	・大気質の状況 (a) 大気汚染に係る環境基準の項目 (b) 大気汚染の主要な発生源の状況	・予測項目 (a) 二酸化窒素 (b) 二酸化硫黄 (c) 浮遊粒子状物質 (d) ダイオキシン類 (e) 全水銀濃度 ・予測方法 プルーム・パフ拡散モデルを用いた長期平均濃度に係る拡散計算 ・予測地点 (a) 最大着地濃度地点 (b) 代表的保全対象施設 ▶札幌あすかぜ高等学校 ▶最寄り住居												
		・自然的・社会的状況 (a) 気象の状況 (b) 規制等の状況													
		【大気環境基準等】													
		<table><tr><th>項目</th><th>長期的評価</th></tr><tr><td>二酸化窒素</td><td>年間 98%値 0.06ppm 以下</td></tr><tr><td>二酸化硫黄</td><td>年間 2%除外値 0.04ppm 以下</td></tr><tr><td>浮遊粒子物質</td><td>年間 2%除外値 0.10mg/m³ 以下</td></tr><tr><td>ダイオキシン</td><td>年間平均値 0.6pg-TEQ/m³ 以下</td></tr><tr><td>水銀</td><td>年平均値 40ngHg/m³ 以下</td></tr></table>		項目	長期的評価	二酸化窒素	年間 98%値 0.06ppm 以下	二酸化硫黄	年間 2%除外値 0.04ppm 以下	浮遊粒子物質	年間 2%除外値 0.10mg/m ³ 以下	ダイオキシン	年間平均値 0.6pg-TEQ/m ³ 以下	水銀	年平均値 40ngHg/m ³ 以下
		項目		長期的評価											
		二酸化窒素		年間 98%値 0.06ppm 以下											
		二酸化硫黄		年間 2%除外値 0.04ppm 以下											
		浮遊粒子物質		年間 2%除外値 0.10mg/m ³ 以下											
		ダイオキシン		年間平均値 0.6pg-TEQ/m ³ 以下											
		水銀		年平均値 40ngHg/m ³ 以下											

表 4-1-1(2) 環境影響評価の総合的な評価（大気質）

評価結果					必要な配慮事項
・バックグラウンド濃度に、施設からの排ガスによる影響を加算した予測濃度は、以下のとおり、すべて環境基準等に適合する。 ・また、煙突高さにより、予測濃度に違いはあるが、差はほとんどない。					・複数案による差は無く、適切な設計を行い、適切な管理を実施する。
【最大着地濃度地点】					
項目	単位	煙突高さ		環境基準等	
		30m	40m		
二酸化窒素	ppm	0.038094	0.036101	0.06 以下	
二酸化硫黄	ppm	0.003012	0.003008	0.04 以下	
浮遊粒子物質	Mg/m ³	0.024319	0.024233	0.10 以下	
ダイオキシン	Pg-TEQ/m ³	0.005104	0.005263	0.6 以下	
水銀	ngHg/m ³	1.861692	1.837510	40 以下	
【代表地点 札幌あすかぜ高等学校】					
項目	単位	煙突高さ		環境基準等	
		30m	40m		
二酸化窒素	ppm	0.0338478	0.0335682	0.06 以下	
二酸化硫黄	ppm	0.0035032	0.0035023	0.04 以下	
浮遊粒子物質	Mg/m ³	0.0241360	0.0241240	0.10 以下	
ダイオキシン	Pg-TEQ/m ³	0.0050171	0.0050114	0.6 以下	
水銀	ngHg/m ³	1.8101679	1.8067767	40 以下	
【代表地点 最寄り住居】					
項目	単位	煙突高さ		環境基準等	
		30m	40m		
二酸化窒素	ppm	0.0338017	0.0334808	0.06 以下	
二酸化硫黄	ppm	0.0035027	0.0035018	0.04 以下	
浮遊粒子物質	Mg/m ³	0.0241338	0.0241204	0.10 以下	
ダイオキシン	Pg-TEQ/m ³	0.0050162	0.0050096	0.6 以下	
水銀	ngHg/m ³	1.8096093	1.8057153	40 以下	

表 4-1-2(1) 環境影響評価の総合的な評価（騒音・振動）

環境要素	影響要因の区分	調査項目	予測項目・予測方法		
騒音	施設の稼働 （機械等の稼働）	・ 騒音の状況 (a) 環境騒音 (b) 特定騒音 ・ 自然的・社会的状況 (a) 交通量の状況 (b) 規制等の状況 (c) 周辺の住居の状況 【保全目標の目安】 <table><tr><td>普通の会話・騒音苦情なし</td></tr><tr><td>55dB</td></tr></table>	普通の会話・騒音苦情なし	55dB	・ 予測項目 施設騒音レベル ・ 予測方法 (a) 施設建物と住居位置を比較する定性的な方法 (b) 距離減衰を考慮した簡易的な予測方法 ・ 予測地点 代表的保全対象施設 ▶最寄り住居
普通の会話・騒音苦情なし					
55dB					
振動	施設の稼働 （機械等の稼働）	・ 振動の状況 (a) 環境振動 (b) 特定振動 ・ 自然的・社会的状況 (a) 交通量の状況 (b) 規制等の状況 (c) 周辺の住居の状況 (d) 地質の状況 【保全目標の目安】 <table><tr><td>振動感覚閾値</td></tr><tr><td>55dB</td></tr></table>	振動感覚閾値	55dB	・ 予測項目 施設振動レベル ・ 予測方法 (a) 施設建物と住居位置を比較する定性的な方法 (b) 距離減衰を考慮した簡易的な予測方法 ・ 予測地点 代表的保全対象施設 ▶最寄り住居
振動感覚閾値					
55dB					

表 4-1-2(2) 環境影響評価の総合的な評価（騒音・振動）

評価結果	必要な配慮事項
・ 周辺住居等の立地状況 影響想定範囲である 1km の範囲での保全施設数は住居が 4 戸であり、最寄り保全施設（最寄り住居）までは、770m であった。 ・ 簡易的な予測結果 最寄り住居（770m）では、施設による騒音は 35dB 程度まで低減され、保全目標の目安である 55dB を下回る結果となった。 また、煙突高さにより、保全施設までの距離に差は無く、騒音の影響に変化はない。	・ 複数案による差は無く、適切な設計を行い、適切な管理を実施する。
・ 周辺住居等の立地状況 影響想定範囲である 1km の範囲での保全施設数は住居が 4 戸であり、最寄り保全施設（最寄り住居）までは、770m であった。 ・ 簡易的な予測結果 最寄り住居（770m）では、施設による振動は 20dB 未満まで低減され、保全目標の目安である 55dB を下回る結果となった。 また、煙突高さにより、保全施設までの距離に差は無く、振動の影響に変化はない。	・ 複数案による差は無く、適切な設計を行い、適切な管理を実施する。

表 4-1-3(1) 環境影響評価の総合的な評価（悪臭・景観）

環境要素	影響要因の区分	調査項目	予測項目・予測方法					
悪臭	施設の稼働（排ガス）	・ 悪臭の状況 (a) 悪臭の主要な発生源の状況 (b) 周辺の悪臭の状況 ・ 自然的・社会的状況 (a) 気象の状況 (b) 規制等の状況 【悪臭規制基準】 <table><tr><td>規制の箇所</td><td>臭気指数</td></tr><tr><td>敷地境界</td><td>10 以下</td></tr><tr><td>排出口</td><td>2 号基準</td></tr></table> ・ 予測項目 排ガスの臭気指数 ・ 予測方法 環境省公示の「臭気指数規制第 2 号基準算定ソフト」を用いた簡易的試算による予測する方法 ・ 予測地点 (a) 最大着地濃度地点 (b) 代表的保全対象施設 ▶札幌あすかぜ高等学校 ▶最寄り住居	規制の箇所	臭気指数	敷地境界	10 以下	排出口	2 号基準
規制の箇所	臭気指数							
敷地境界	10 以下							
排出口	2 号基準							
景観	工作物の存在	・ 地域景観の特性 (a) 地域景観の状況 (b) 主要な景観資源 (c) 主要な眺望点 ・ 自然的・社会的状況 (a) 規制等の状況 (b) 土地利用の状況 ・ 予測項目 地域景観の特性の変化 ・ 予測方法 完成予想図を合成したモニタータージュを作成し、変化の程度を定性的に予測する方法 ・ 予測地点 近景、中景、遠景の 3 区分に分類し、西部スラッジセンターを視認できる地点 (近景) ▶山口緑地パークゴルフ場 (中景) ▶札幌あすかぜ高等学校 ▶新川緑地 (遠景) 視認できる地点なし						

表 4-1-3(2) 環境影響評価の総合的な評価（悪臭・景観）

評価結果	必要な配慮事項
・簡易的な予測結果 最大着地濃度及び敷地境界において、臭気指数は 10 未満となり、規制基準に適合する。 また、煙突高さによる影響の差はない。	・複数案による差は無く、適切な設計を行い、適切な管理を実施する。
・各地点とも、煙突の高さに関わらず、視認状況に変化はない。 （新川緑地については、樹木に遮蔽され視認できない。）	・複数案による差は無く、適切な設計を行い、現況や周辺と調和したデザインとする。

表 4-1-4(1) 環境影響評価の総合的な評価（温室効果ガス）

環境要素	影響要因の区分	調査項目	予測項目・予測方法
温室効果ガス	施設の稼働 (排出ガス)	a 温室効果ガスの排出量及びエネルギー使用量に係る原単位 b 温室効果ガスの排出を回避・低減するための対策またはエネルギーの使用量を低減するための対策の実施状況 c 事業実施想定区域周辺に存在する環境保全型地域冷暖房事業等の状況 d 温室効果ガスに係る環境施策の目標等	・ 予測項目 温室効果ガスの排出量 ・ 予測方法 「下水道における地球温暖化対策マニュアル」に基づき、温室効果ガスの排出量を予測する方法 ・ 予測地点 市内全域

表 4-1-4(2) 環境影響評価の総合的な評価（温室効果ガス）

評価結果			必要な配慮事項						
・焼却時の廃熱を活用した発電の実施により、現状よりも温室効果ガスの排出量を約 6,946 (t-CO₂/年) 低減できる。 【予測結果】 <table><tr><td></td><td>令和 3 年度 (現状)</td><td>令和 15 年度 (予測年度)</td></tr><tr><td>温室効果ガス排出量 (t-CO₂/年)</td><td>5,822</td><td>-1,124</td></tr></table>				令和 3 年度 (現状)	令和 15 年度 (予測年度)	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ /年)	5,822	-1,124	・複数案による差は無く、適切な設計を行い、適切な管理を実施する。
	令和 3 年度 (現状)	令和 15 年度 (予測年度)							
温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ /年)	5,822	-1,124							

第5章 計画段階環境配慮書についての意見と事業者の見解

1. 住民等からの意見及び事業者の見解

計画段階環境配慮書についての市民等からの意見及び事業者の見解を表 5-1-1 に示す。

表 5-1-1 住民等からの意見及び事業者の見解

分類	事業内容	事業者の見解
総括的事項	なし	なし

2. 市長からの意見及び事業者の見解

計画段階環境配慮書についての市長からの意見及び事業者の見解を表 5-2-1 に示す。

表 5-2-1 市長からの意見及び事業者の見解

分類		事業内容	事業者の見解
1	総論	本事業実施想定区域の周辺には、環境の保全についての配慮が必要な住居等が存在することから、改築後の焼却の稼働に伴う環境への影響が極力回避又は低減されるよう、煙突の高さや計画建築物の構造等について十分考慮の上、適切な絞り込みを行うこと。	煙突の高さ及び計画建築物の構造等について、周辺の施設や住居等に十分配慮して計画を進めていく。 なお、配慮書で複数案の設定を行った煙突の高さについては、方法書でも複数案の可能性を残し、準備書段階にてこれらの絞り込みを可能な限り行うこととする。
2	各論		
	(1) 大気環境（悪臭）について	悪臭について調査、予測及び評価するに当たっては、実測定により現在稼働中の施設の気体排出口（煙突）における臭気排出強度を算出する等、現況と比較しながら適切に対応すること。	悪臭については、現在稼働中の施設における実測データ等を準備書段階で収集し、稼働時の予測及び評価にもデータを活用しながら適切に対応する。
	(2) 温室効果ガスについて	工事の実施段階における温室効果ガスの影響について環境影響評価項目への選定を検討すること。	工事の実施段階における温室効果ガスの影響について、札幌市環境評価条例に基づく技術指針では必須項目ではないが、影響の可能性を考慮し適切に選定する。

第6章 環境影響評価項目の選定

本事業の実施に係る環境影響評価その他の手続きを適切に進めるため、札幌市環境影響評価条例（平成 11 年 12 月、札幌市条例第 47 号）第 5 条第 1 項の規定により策定された技術指針に基づき、環境影響評価項目の選定について以下の検討を行った。

1. 環境影響評価項目の選定

環境影響評価項目は、事業の特性等を考慮して環境影響要因を抽出し、環境影響要因と環境要素との関連を整理して選定した。

選定した環境影響評価項目を表 6-1-1 に、選定・非選定の理由を表 6-1-2 (1)～(3)に示す。

表 6-1-1 環境影響評価項目の選定

環境要素の区分 影響要因の区分			工事の実施		土地又は工作物の存在及び供用						
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等及び施設の設置	地形 改変後の土地及び 工作物の存在	施設の稼働			廃棄物の搬出入	廃棄物の発生
							排出ガス	排水	機械等の稼働		
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	硫黄酸化物				○					
		窒素酸化物				○			—		
		浮遊粒子状物質				○					
		有害物質				○					
		粉じん等	○※	○※							
	騒音	騒音	○※	○※				○	—		
	振動	振動	○※	○※				○	—		
	悪臭	悪臭				○					
	低周波音(超低周波音を含む)										
	風害										
	水質(底質及び地下水を含む)	水の汚れ					—				
		水の濁り			—						
		有害物質					—				
	地形及び地質	重要な地形及び地質				—					
	地盤沈下										
	土壌										
	土地の安定性										
	日照阻害										
	電波障害										
	風車の影										
	反射光										
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地				—					
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地				—					
	生態系	地域を特徴づける生態系				—					
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○					
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				—					
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物			○※					○※	
	温室効果ガス	二酸化炭素	○☆	○☆			○				

注 1) 網掛けは「札幌市環境影響評価技術指針」における「廃棄物焼却施設等に係る基本項目」を示す。

注 2) 「○」：環境要素として選定する項目を示す。

「—」：「札幌市環境影響評価技術指針」の基本項目であるが、本事業の計画及び事業特性を考慮して選定しない項目を示す。

「○*」：市長意見に基づき追加した項目を示す。

「○*」：方法書段階において必要と判断し、配慮書から追加した項目を示す。

表 6-1-2(1) 環境影響評価項目の選定・非選定の理由 (1/3)

影響要因の区分 環境要素の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用					事業特性・地域特性を踏まえた 項目の選定・非選定理由	
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に 用いる車両の運行	切土工等及び施設の設置	地形改変後の土地及び 工作物の存在	施設の稼働			廃棄物の搬出入		廃棄物の発生
							排出ガス	排水	機械等の稼働			
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	硫黄酸化物				○					当該施設はばい煙発生施設であり、周辺の生活環境に配慮して特に大気質への負荷を低減すべき項目であること、周辺に住居や学校等保全対象施設が存在することから項目として選定する。 また、廃棄物の搬出入の車両の走行に伴う周辺環境への影響については、現状で搬出入の車両台数は 15 台/日未満であり、影響は明らかに軽微であることから、項目として選定しない。	
		窒素酸化物				○			—			
		浮遊粒子状物質				○						
		有害物質				○						
		粉じん等	○※	○※								工事中の建設機械稼働及び運搬車両の走行により周辺住居等や道路沿道地域の生活環境に影響を及ぼす可能性が考えられることから項目として選定する。
騒音	騒音	○※	○※					○	—	工事中の建設機械稼働及び運搬車両の走行により周辺住居等や道路沿道地域の生活環境に影響を及ぼす可能性が考えられることから項目として選定する。 また、廃棄物の搬出入の車両の走行に伴う周辺環境への影響については、現状で搬出入の車両台数は 15 台/日未満であり、影響は明らかに軽微であることから、項目として選定しない。		
振動	振動	○※	○※					○	—			
悪臭	悪臭					○					焼却施設の排出ガス及び施設から漏洩する悪臭が、周辺の生活環境に影響を及ぼす可能性が考えられることから項目として選定する。	

注 1) 網掛けは「札幌市環境影響評価技術指針」における「廃棄物焼却施設等に係る基本項目」を示す。

注 2) 「○」：環境要素として選定する項目を示す。

「—」：「札幌市環境影響評価技術指針」の基本項目であるが、本事業の計画及び事業特性を考慮して選定しない項目を示す。

「○*」：市長意見に基づき追加した項目を示す。

「○*」：方法書段階において必要と判断し、配慮書から追加した項目を示す。

表 6-1-2(2) 環境影響評価項目の選定・非選定の理由 (2/3)

環境要素の区分 影響要因の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用					事業特性・地域特性を踏まえた項目の選定・非選定理由	
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等及び施設の設置	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働			廃棄物の搬出入		廃棄物の発生
							排出ガス	排水	機械等の稼働			
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境	水質（底質及び地下水を含む）	水の汚れ					—				施設排水は、公共用水域に排出しない計画であることから項目として選定しない。	
		水の濁り			—						工事中の排水は、公共用水域に排出しない計画であることから項目として選定しない。	
		有害物質					—				施設排水は、公共用水域に排出しない計画であることから項目として選定しない。	
	地形及び地質	重要な地形及び地質				—					本事業は同一敷地内で建て替える計画であり、文献資料において事業実施区域周辺に重要な地形は分布していないため、項目として選定しない。	
	生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地				—					本事業は既存の同一敷地内で建て替える計画であり、文献資料及び現地確認において事業実施区域は人為的な改変を受けていない自然環境に隣接しておらず、施設の存在及び供用により重要な動植物や生態系へ影響は明らかに軽微であることから項目として選定しない。
動物		重要な動物種及び注目すべき生息地				—						
生態系		地域を特徴づける生態系				—						

注 1) 網掛けは「札幌市環境影響評価技術指針」における「廃棄物焼却施設等に係る基本項目」を示す。

注 2) 「○」：環境要素として選定する項目を示す。

「―」：「札幌市環境影響評価技術指針」の基本項目であるが、本事業の計画及び事業特性を考慮して選定しない項目を示す。

「○☆」：市長意見に基づき追加した項目を示す。

「○＊」：方法書段階において必要と判断し、配慮書から追加した項目を示す。

表 6-1-2(3) 環境影響評価項目の選定・非選定の理由 (3/3)

環境要素の区分 影響要因の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用					事業特性・地域特性を踏まえた項目の選定・非選定理由	
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等及び施設の設置	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働			廃棄物の搬出入		廃棄物の発生
							排出ガス	排水	機械等の稼働			
要素、人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○						本事業は既存の同一敷地内で建て替える計画であるが、事業実施区域周辺には主要な眺望点等が存在し、これらからの眺望に影響を及ぼす可能性が考えられることから項目として選定する。
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				—						本事業は既存の同一敷地内で建て替える計画であり、周辺地域の改変をしないため、人と自然との触れ合いの活動の場に影響は明らかに軽微であることから項目として選定しない。
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物			○※						○※	工事中に建設副産物（残土等）が発生することが考えられることから項目として選定する。 また、施設稼働に伴い施設から廃棄物が発生することから選定する。 なお、解体工事については、施設完成後に実施する計画であり、本環境影響評価の対象項目ではなく、別途関連法令に準じた調査等を行う。
	温室効果ガス	二酸化炭素	○☆	○☆			○					施設は廃熱発電設備を備えており、温室効果ガス排出量の削減に寄与する予定であるが、施設稼働に伴い温室効果ガス（一酸化二窒素等）が発生することから項目として選定する。 また、工事中の建設機械稼働及び運搬車両の走行による影響については、市長意見に基づき項目として選定する。

注 1) 網掛けは「札幌市環境影響評価技術指針」における「廃棄物焼却施設等に係る基本項目」を示す。

注 2) 「○」：環境要素として選定する項目を示す。

「—」：「札幌市環境影響評価技術指針」の一般項目であるが、本事業の計画及び事業特性を考慮して選定しない項目を示す。

「○*」：市長意見に基づき追加した項目を示す。

「○*」：方法書段階において必要と判断し、追加した項目を示す。

第7章 調査、予測及び評価の手法の概要

1. 人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

表 7-1-1 環境影響の総合的な評価

環境要素		影響要因		調査項目	調査期間	調査方法	調査地域	予測・評価項目	予測方法	予測地域	予測地点	予測時期	評価方法					
大気質	工事の実施	建設機械の稼働	【大気質の状況】 粉じん（降下ばいじん）	【大気質の状況】 春季、夏季、秋季の積雪期を除く 30日間	【大気質の状況】 ダストジャーによる捕集法	【大気質の状況】 事業実施区域 <table><tr><td>調査地点</td></tr><tr><td>事業実施区域</td></tr></table>	調査地点	事業実施区域	建設機械の稼働に伴う大気質 （粉じん〔降下ばいじん〕の影響の程度）	事例の引用または解析による手法	影響範囲内において住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域	敷地境界地点	工事の実施による影響が最大になる時期	① 環境影響の回避、低減に係る評価 事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する方法 ② 環境の保全に関する施策との整合性に係る評価 スパイクタイヤ粉じんの指標を参考にした値との整合について評価する方法 <table><tr><th>項目</th><th>評価指標</th></tr><tr><td>降下ばいじん</td><td>10t/km²/月以下</td></tr></table>	項目	評価指標	降下ばいじん	10t/km ² /月以下
			調査地点															
	事業実施区域																	
	項目	評価指標																
降下ばいじん	10t/km ² /月以下																	
【地上気象】 風向、風速	【地上気象】 1年間	【地上気象】 既存資料調査	【地上気象】 事業実施区域及びその周辺で、気象条件が類似する地域 <table><tr><td>調査地点</td></tr><tr><td>山口気象観測所</td></tr></table> ※事業実施区域から約950m	調査地点	山口気象観測所													
調査地点																		
山口気象観測所																		
資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	【大気質の状況】 建設機械の稼働に同じ	【大気質の状況】 建設機械の稼働に同じ	【大気質の状況】 建設機械の稼働に同じ	【大気質の状況】 建設機械の稼働に同じ	工事車両の走行に伴う大気質 （粉じん〔降下ばいじん〕の影響の程度）	事例の引用または解析による手法	影響範囲内において住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域	敷地境界地点	工事の実施による影響が最大になる時期	① 環境影響の回避、低減に係る評価 事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われるかどうかを評価する方法 ② 環境の保全に関する施策との整合性に係る評価 スパイクタイヤ粉じんの指標を参考にした値との整合について評価する方法 <table><tr><th>項目</th><th>評価指標</th></tr><tr><td>降下ばいじん</td><td>10t/km²/月以下</td></tr></table>	項目	評価指標	降下ばいじん	10t/km ² /月以下				
	項目	評価指標																
降下ばいじん	10t/km ² /月以下																	
【地上気象】 建設機械の稼働に同じ	【地上気象】 建設機械の稼働に同じ	【地上気象】 建設機械の稼働に同じ	【地上気象】 建設機械の稼働に同じ															

表 7-1-2 環境影響の総合的な評価

環境要素	影響要因		調査項目	調査期間	調査方法	調査地域	予測・評価項目	予測方法	予測地域	予測地点	予測時期	評価方法																
大気質	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働(排出ガス)	【大気質の状況】 二酸化硫黄、窒素酸化物（二酸化窒素）、浮遊粒子状物質、有害物質（ダイオキシン類、塩化水素、水銀）	【大気質の状況】 四季各1週間	【大気質の状況】 「大気の汚染に係る環境基準について」（S48、環告第25号）、 「二酸化窒素に係る環境基準について」（S53、環告第38号）、 「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」（H20/3、環境省）、 「大気汚染防止法施行規則」（S46、厚生省・通産省第1号）第5条に基づく別表第3備考1、「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（令和5年、環境省）に規定する方法	事業実施区域から約4kmの範囲	【長期濃度】 施設供用時における煙突の排出ガスに伴う大気質濃度 ・窒素酸化物 [二酸化窒素] ・二酸化硫黄 ・浮遊粒子状物質 ・有害物質 [ダイオキシン類及び水銀]の影響の程度	【長期濃度】 「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（H18/9、環境省）に基づく大気拡散式(ブルーム式及びパフ式)	調査地域と同じ地域	半径4km程度の平面的な予測を実施し、煙突排出ガスの拡散による影響が把握できる地点 (最大着地濃度地点及び保全対象地点)	供用開始後事業活動が定常状態に達した時期 なお、必要に応じて、新焼却炉試運転期間中の現焼却炉稼働による累積的影響についても考慮	①環境影響の回避、低減に係る評価 現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で回避又は低減され、必要に応じその他の環境の保全についての配慮が適正に行われるかどうかを評価する方法 ②環境の保全に関する施策との整合性に係る評価																
			【地上気象の状況】 風向、風速、日射量、放射収支量または雲量	【地上気象の状況】 1年間	【地上気象の状況】 既存資料調査		【地上気象の状況】 事業実施区域及びその周辺で、気象条件が類似する地域	【短期濃度】 施設供用時における煙突排出ガスに伴う大気質濃度 ・窒素酸化物 [二酸化窒素] ・二酸化硫黄 ・浮遊粒子状物質 ・有害物質 [塩化水素]の影響の程度					【短期濃度】 「大気拡散式(ブルーム式パフ式)」を用いた定量的な方法 気象条件は以下のとおり ・大気安定度不安定時の最大濃度 ・ダウンウォッシュ・ダウンドラフト時の最大濃度	【長期濃度】 <table><tr><th>項目</th><th>評価指標</th></tr><tr><td>二酸化硫黄</td><td>1日平均値の0.04ppm以下</td></tr><tr><td>二酸化窒素</td><td>1日平均値の0.06ppm以下</td></tr><tr><td>浮遊粒子状物質</td><td>1日平均値の0.10mg/m³以下</td></tr><tr><td>ダイオキシン類</td><td>1年平均値の0.6pg-TEQ/m³以下</td></tr><tr><td>水銀</td><td>年平均値40ngHg/m³以下</td></tr></table> 【短期濃度】 <table><tr><th>項目</th><th>評価指標</th></tr><tr><td>二酸化硫黄</td><td>1時間値の0.1ppm以下</td></tr><tr><td>二酸化窒素</td><td>1時間値の0.1ppm以下</td></tr><tr><td>浮遊粒子状物質</td><td>1時間値の0.20mg/m³以下</td></tr><tr><td>塩化水素</td><td>1時間値の0.02ppm以下</td></tr></table>	項目	評価指標	二酸化硫黄	1日平均値の0.04ppm以下	二酸化窒素	1日平均値の0.06ppm以下	浮遊粒子状物質	1日平均値の0.10mg/m³以下	ダイオキシン類	1年平均値の0.6pg-TEQ/m³以下	水銀	年平均値40ngHg/m³以下	項目	評価指標
項目	評価指標																											
二酸化硫黄	1日平均値の0.04ppm以下																											
二酸化窒素	1日平均値の0.06ppm以下																											
浮遊粒子状物質	1日平均値の0.10mg/m³以下																											
ダイオキシン類	1年平均値の0.6pg-TEQ/m³以下																											
水銀	年平均値40ngHg/m³以下																											
項目	評価指標																											
二酸化硫黄	1時間値の0.1ppm以下																											
二酸化窒素	1時間値の0.1ppm以下																											
浮遊粒子状物質	1時間値の0.20mg/m³以下																											
塩化水素	1時間値の0.02ppm以下																											



図 7-1-1 建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る大気質の調査地点



図 7-1-2 施設の稼働(排出ガス)に係る大気質の調査地点

表 7-1-3 環境影響の総合的な評価

環境要素	影響要因		調査項目	調査期間	調査方法	調査地域	予測・評価項目	予測方法	予測地域	予測地点	予測時期	評価方法								
騒音	工事の実施	建設機械の稼働	【騒音の状況】 時間率騒音レベル(Lx)	【騒音の状況】 年1回(24時間)	【騒音の状況】 騒音規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」に記載の方法に準拠	【騒音の状況】 敷地境界から200mの範囲 <table><tr><td>調査地点</td></tr><tr><td>事業実施区域敷地境界（南東側）</td></tr><tr><td>事業実施区域敷地境界（南西側）</td></tr></table>	調査地点	事業実施区域敷地境界（南東側）	事業実施区域敷地境界（南西側）	建設機械の稼働に伴う騒音(騒音レベル)の影響の程度	工事区域内に配置する建設機械(又はユニット)の騒音パワーレベルをもとに騒音の距離減衰式により騒音レベルを予測する定量的な方法	調査地域と同じ	事業実施区域敷地境界における騒音が最大となる地点	工事の実施による影響が最大になる時期	①環境影響の回避、低減に係る評価 現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で回避又は低減され、必要に応じその他の環境の保全についての配慮が適正に行われるかどうかを評価する方法 ②環境の保全に関する施策との整合性に係る評価 <table><tr><td>項目</td><td>評価指標</td></tr><tr><td>時間率騒音レベル(Lx)</td><td>85dB以下</td></tr></table>	項目	評価指標	時間率騒音レベル(Lx)	85dB以下	
		調査地点																		
	事業実施区域敷地境界（南東側）																			
事業実施区域敷地境界（南西側）																				
項目	評価指標																			
時間率騒音レベル(Lx)	85dB以下																			
資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	【騒音の状況】 等価騒音レベル(L _{Aeq}) 【沿道の状況】 (1)交通量 方向別、時間別及び車種別(大型車、小型車の2車種分類)交通量 (2)走行速度 車両速度 (3)道路構造等 道路の断面構造、車線数、幅員及び沿道の状況 (4)地表面の種類	【騒音の状況、沿道の状況】 道の状況（交通量、走行速度） 年1回(24時間) 【沿道の状況】 道路構造等、地表面の種類】 騒音の状況、沿道の状況（交通量、走行速度）の測定時	【騒音の状況】 測定方法は、「騒音に係る環境基準について」(H10、環告)に記載の方法に準拠 【沿道の状況】 目視による測定速度はスピードガンまたは距離と走行時間から算出 道路構造等、地表面の種類は現地で測定及び確認	【騒音の状況、沿道の状況】 対象道路の道路端から200mの範囲 <table><tr><td>調査地点</td></tr><tr><td>一般国道337号（西行き・曙12条）</td></tr><tr><td>一般国道337号（東行き・札幌あすかぜ高校）</td></tr><tr><td>前田新川線（北行き・手稲高校）</td></tr></table>	調査地点	一般国道337号（西行き・曙12条）	一般国道337号（東行き・札幌あすかぜ高校）	前田新川線（北行き・手稲高校）	工事車両の走行に伴う騒音(騒音レベル)の影響の程度	自動車騒音に係る予測モデル(ASJ-RTN-Model 2023)により騒音レベルを予測する定量的な方法	調査地域と同じ	工事車両の主要走行経路となる既存道路の代表的な断面における敷地の境界線上(3地点)	工事の実施による影響が最大になる時期	①環境影響の回避、低減に係る評価 建設機械の稼働に同じ ②環境の保全に関する施策との整合性に係る評価 <table><tr><td>項目</td><td>評価指標</td></tr><tr><td>等価騒音レベル(L_{Aeq})</td><td>【近接空間】 昼間70dB以下 夜間65dB以下 【非近接空間】 A区域 昼間60dB以下 夜間55dB以下 B・C区域等 昼間65dB以下 夜間60dB以下</td></tr></table>	項目	評価指標	等価騒音レベル(L _{Aeq})	【近接空間】 昼間70dB以下 夜間65dB以下 【非近接空間】 A区域 昼間60dB以下 夜間55dB以下 B・C区域等 昼間65dB以下 夜間60dB以下		
調査地点																				
一般国道337号（西行き・曙12条）																				
一般国道337号（東行き・札幌あすかぜ高校）																				
前田新川線（北行き・手稲高校）																				
項目	評価指標																			
等価騒音レベル(L _{Aeq})	【近接空間】 昼間70dB以下 夜間65dB以下 【非近接空間】 A区域 昼間60dB以下 夜間55dB以下 B・C区域等 昼間65dB以下 夜間60dB以下																			
土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働(機械等の稼働)	【騒音の状況】 等価騒音レベル(L _{Aeq}) 時間率騒音レベル(Lx)	【騒音の状況】 年1回 なお、現焼却炉との累積的影響を把握するため、施設停止時の測定が可能な場合は追加	【騒音の状況】 「騒音に係る環境基準について」(H10、環告)に記載の方法に準拠	【騒音の状況】 敷地境界から200mの範囲 <table><tr><td>調査地点</td></tr><tr><td>事業実施区域敷地境界（南東側）</td></tr><tr><td>事業実施区域敷地境界（南西側）</td></tr></table>	調査地点	事業実施区域敷地境界（南東側）	事業実施区域敷地境界（南西側）	施設稼働に伴う騒音(騒音レベル)の影響の程度	騒音の距離減衰式により騒音レベルを予測する定量的な方法	調査地域と同じ	事業実施区域敷地境界における騒音が最大となる地点及び調査地域全体に対し平面的に予測	供用開始後事業活動が定常状態に達した時期 なお、必要に応じ、新焼却炉試運転期間中の現焼却炉稼働による累積的影響についても考慮	①環境影響の回避、低減に係る評価 工事の実施に同じ ②環境の保全に関する施策との整合性に係る評価 <table><tr><td>項目</td><td>評価地点</td><td>評価指標</td></tr><tr><td>時間率騒音レベル(Lx)</td><td>事業実施区域敷地境界</td><td>昼間65dB以下 朝・夕55dB以下 夜間50dB以下</td></tr></table>	項目	評価地点	評価指標	時間率騒音レベル(Lx)	事業実施区域敷地境界	昼間65dB以下 朝・夕55dB以下 夜間50dB以下
調査地点																				
事業実施区域敷地境界（南東側）																				
事業実施区域敷地境界（南西側）																				
項目	評価地点	評価指標																		
時間率騒音レベル(Lx)	事業実施区域敷地境界	昼間65dB以下 朝・夕55dB以下 夜間50dB以下																		

表 7-1-4 環境影響の総合的な評価

環境要素	影響要因		調査項目	調査期間	調査方法	調査地域	予測・評価項目	予測方法	予測地域	予測地点	予測時期	評価方法					
振動	工事の実施	建設機械の稼働	【地盤の状況】 地盤種別	【地盤の状況】 地盤の状況を適切に把握できる時期	【地盤の状況】 既存資料調査及び現地調査	【地盤の状況】 敷地境界から200mの範囲	建設機械の稼働に伴う振動(振動レベル)の影響の程度	振動の距離減衰式により振動レベルを予測する定量的な方法	調査地域と同じ	事業実施区域敷地境界における振動が最大となる地点	工事の実施による影響が最大になる時期	①環境影響の回避、低減に係る評価現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で回避又は低減され、必要に応じその他の環境の保全についての配慮が適正に行われるかどうかを評価する方法					
		②環境の保全に関する施策との整合性に係る評価															
	<table><tr><th>項目</th><th>評価指標</th></tr><tr><td>時間率振動レベル(Lx)</td><td>75dB以下</td></tr></table>												項目	評価指標	時間率振動レベル(Lx)	75dB以下	
項目	評価指標																
時間率振動レベル(Lx)	75dB以下																
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	【振動の状況】 時間率振動レベル(Lx) 交通量 【地盤の状況】 地盤種別	【振動の状況】 年1回(24 時間) 【地盤の状況】 地盤の状況を適切に把握できる時期	【振動の状況】 時間率振動レベル(Lx)： 「振動規制法施行規則」(S51 総理府令)に記載の方法 交通量：目視による測定 【地盤の状況】 既存資料調査及び現地調査	【振動の状況、地盤の状況】 対象道路の道路端から200mの範囲	<table><tr><th>調査地点</th></tr><tr><td>一般国道337号 (西行き・曙12条)</td></tr><tr><td>一般国道337号 (東行き・札幌あすかぜ高校)</td></tr><tr><td>前田新川線 (北行き・手稲高校)</td></tr></table>	調査地点	一般国道337号 (西行き・曙12条)	一般国道337号 (東行き・札幌あすかぜ高校)	前田新川線 (北行き・手稲高校)	工事車両の走行に伴う振動レベルの影響の程度	振動に係る予測モデル(旧建設省土木研究所提案式)により振動レベルを予測する定量的な方法	調査地域と同じ	工事車両の主要走行経路となる既存道路の代表的な断面における敷地の境界線上(3地点)	工事の実施による影響が最大になる時期	①環境影響の回避、低減に係る評価工事の実施に同じ	
調査地点																	
一般国道337号 (西行き・曙12条)																	
一般国道337号 (東行き・札幌あすかぜ高校)																	
前田新川線 (北行き・手稲高校)																	
<table><tr><th>項目</th><th>評価指標</th></tr><tr><td>時間率振動レベル(Lx)</td><td>昼間65dB以下 夜間60dB以下</td></tr></table>												項目	評価指標	時間率振動レベル(Lx)	昼間65dB以下 夜間60dB以下		
項目	評価指標																
時間率振動レベル(Lx)	昼間65dB以下 夜間60dB以下																
	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	【振動の状況】 時間率振動レベル(Lx)	【振動の状況】 年1回 なお、現施設との累積的影響を把握するため、施設停止時の測定が可能な場合は追加	【振動の状況】 「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(H27、環告)に記載の方法	【振動の状況】 敷地境界から 200mの範囲	施設稼働に伴う振動(振動レベル)の影響の程度	振動の距離減衰式により振動レベルを予測する定量的な方法	調査地域と同じ	事業実施区域敷地境界における振動が最大となる地点	供用開始後事業活動が定常状態に達した時期 なお、必要に応じて、新焼却炉試運転期間中の現焼却炉稼働による累積的影響についても考慮	①環境影響の回避、低減に係る評価工事の実施に同じ					
<table><tr><th>項目</th><th>評価地点</th><th>評価指標</th></tr><tr><td>時間率振動レベル(Lx)</td><td>事業実施区域敷地境界</td><td>昼間60dB以下 夜間55dB以下</td></tr></table>												項目	評価地点	評価指標	時間率振動レベル(Lx)	事業実施区域敷地境界	昼間60dB以下 夜間55dB以下
項目	評価地点	評価指標															
時間率振動レベル(Lx)	事業実施区域敷地境界	昼間60dB以下 夜間55dB以下															
悪臭	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働(排出ガス)	【悪臭の状況】 (煙突等の気体排出口) ガス温度・流量 臭気指数 (周辺地域) 臭気指数	【悪臭の状況】 年1回(夏季)	【悪臭の状況】 既存資料調査	【悪臭の状況】 事業実施区域から約4kmの範囲	煙突排ガスの排出に伴う悪臭濃度(臭気指数)	ブルーム式、パフ式を用いた定量的な方法	調査地域と同じ	最大着地濃度地点(風向については考慮せず、大気安定度、風速の条件をもとに最大着地濃度地点までの到達距離を求め、予測地点とする。)	供用開始後事業活動が定常状態に達した時期 なお、必要に応じて、新焼却炉試運転期間中の現焼却炉稼働による累積的影響についても考慮	①環境影響の回避、低減に係る評価現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で回避又は低減され、必要に応じその他の環境の保全についての配慮が適正に行われるかどうかを評価する方法					
<table><tr><th>項目</th><th>評価指標</th></tr><tr><td>臭気指数</td><td>10以下</td></tr></table>												項目	評価指標	臭気指数	10以下		
項目	評価指標																
臭気指数	10以下																



図 7-1-3 建設機械の稼働、施設の稼働に係る騒音・振動の調査地点



図 7-1-4 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音・振動の調査地点

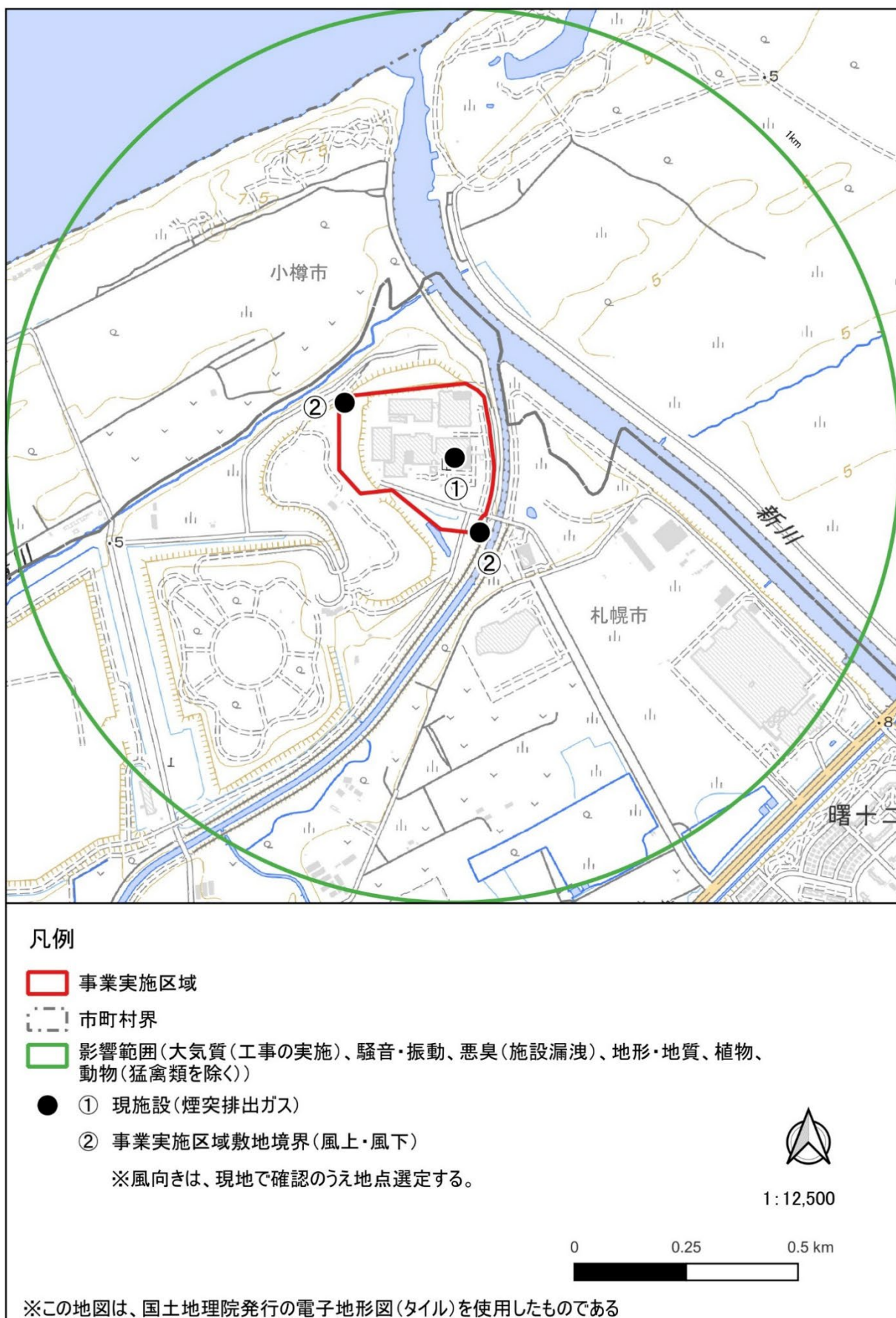


図 7-1-5 施設の稼働に係る悪臭（煙突排出ガス）の調査地点

2. 人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

表 7-2-1 環境影響の総合的な評価

環境要素	影響要因		調査項目	調査期間	調査方法	調査地域	予測・評価項目	予測方法	予測地域	予測地点	予測時期	評価方法						
景観	土地又は工作物の存在及び供用	地形改変後の土地及び工作物の存在	【景観の状況】 ・主要な視点場の状況 ・主要な自然景観及び都市景観資源の状況 ・主要な景観の状況	【景観の状況】 晴天日2回 (夏季及び冬季)	【景観の状況】 資料調査及び現地踏査 (目視確認及び写真撮影)	【景観の状況】 (景観) 事業実施区域から最大 6kmの範囲 <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">調査地点</th></tr></thead><tbody><tr><td>近景域</td><td>山口緑地・山口緑地パークゴルフ場</td></tr><tr><td>中景域</td><td>札幌あすかぜ高等学校 新川緑地(第一新川橋)</td></tr></tbody></table>	調査地点		近景域	山口緑地・山口緑地パークゴルフ場	中景域	札幌あすかぜ高等学校 新川緑地(第一新川橋)	供用時の施設の存在に伴う主要な景観の改変及び圧迫感の程度	事業計画をもとに、視点場からの景観のフォトモンタージュを作成し、景観の変化を視覚的に予測	調査地域と同じ地域	現地調査と同じ3地点	施設が完成した時期	①環境影響の回避、低減に係る評価現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で回避又は低減され、必要に応じその他の環境の保全についての配慮が適正に行われるかどうかを評価する方法
							調査地点											
							近景域	山口緑地・山口緑地パークゴルフ場										
							中景域	札幌あすかぜ高等学校 新川緑地(第一新川橋)										
②環境の保全に関する施策との整合性に係る評価																		
<table border="1"><thead><tr><th>項目</th><th>評価指標</th></tr></thead><tbody><tr><td>主要な景観の改変の程度</td><td>札幌市景観計画における「市街地の外」の景観形成の考え方</td></tr></tbody></table>	項目	評価指標	主要な景観の改変の程度	札幌市景観計画における「市街地の外」の景観形成の考え方														
項目	評価指標																	
主要な景観の改変の程度	札幌市景観計画における「市街地の外」の景観形成の考え方																	



図 7-1-6 地形改変後の土地及び工作物の存在に係る景観の調査地点

3. 環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

表 7-3-1 環境影響の総合的な評価

環境要素	影響要因		調査項目	調査期間	調査方法	調査地域	予測・評価項目	予測方法	予測地域	予測地点	予測時期	評価方法					
廃棄物等	工事の実施	切土工等及び施設の設置	【廃棄物等の状況】 ・撤去建造物の状況 ・建設発生土の状況 ・特別管理廃棄物の状況	【廃棄物等の状況】 ―（最新の情報）	【廃棄物等の状況】 既存資料調査	【廃棄物等の状況】 事業実施区域及び市内類似施設	建設工事に伴う副産物の種類、発生量等	工事計画を基に建設副産物の種類ごとの発生量を把握し、処理・処分方法等について整理する方法	事業実施区域	事業実施区域	工事中の全期間	①環境影響の回避、低減に係る評価 廃棄物等の処理・処分方法を示し、事業者として実行可能な範囲内で回避又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われるかどうかを評価する方法 ②環境の保全に関する施策との整合性に係る評価 <table><tr><th>項目</th><th>評価指標</th></tr><tr><td>建設副産物</td><td>第5次札幌市産業廃棄物処理指導計画の目標 「再生利用率の目標値：R12年度81%以上」、 「建設系廃棄物再生利用率：92%以上」</td></tr></table>		項目	評価指標	建設副産物	第5次札幌市産業廃棄物処理指導計画の目標 「再生利用率の目標値：R12年度81%以上」、 「建設系廃棄物再生利用率：92%以上」
	項目	評価指標															
建設副産物	第5次札幌市産業廃棄物処理指導計画の目標 「再生利用率の目標値：R12年度81%以上」、 「建設系廃棄物再生利用率：92%以上」																
土地又は工作物の存在及び供用	廃棄物の発生	【廃棄物等の状況】 現施設から発生する廃棄物の種類、数量、処理・処分の状況	【廃棄物等の状況】 ―（最新の情報）	【廃棄物等の状況】 既存資料調査	【廃棄物等の状況】 事業実施区域及び市内類似施設	施設の供用に伴い発生する廃棄物の種類、発生量等	事業計画を基に廃棄物の種類ごとの発生量を把握し、処理・処分方法等について整理する方法	事業実施区域	事業実施区域	供用開始後事業活動が定常状態に達した時期	①環境影響の回避、低減に係る評価 発生する廃棄物等の処理・処分方法を示し、事業者として実行可能な範囲内で回避又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われるかどうかを評価する方法						
温室効果ガス	工事の実施	建設機械の稼働	【温室効果ガスの状況】 温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量に係る原単位の把握、温室効果ガスの排出を回避・低減するための対策又はエネルギーの使用量を低減するための対策の実施状況	【温室効果ガスの状況】 ―（最新の情報）	【温室効果ガスの状況】 既存資料調査	【温室効果ガスの状況】 事業実施区域	建設機械の稼働に伴い排出される温室効果ガス（二酸化炭素等）の量	「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver6.0」（令和7年3月）を参考に、事業計画を基にした活動量と温室効果ガスの排出量又はエネルギー使用量の原単位と温暖化係数により排出量又は使用量を予測する方法	事業実施区域	事業実施区域	工事中の全期間	①環境影響の回避、低減に係る評価 現況と予測結果の対比を行い、事業者として実行可能な範囲内で回避又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われるかどうかを評価する方法					
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行				【温室効果ガスの状況】 事業実施区域周辺			事業実施区域周辺	事業実施区域							
	施設の稼働	土地又は工作物の存在及び供用			【温室効果ガスの状況】 既存資料調査	【温室効果ガスの状況】 事業実施区域			事業実施区域周辺	事業実施区域	供用開始後事業活動が定常状態に達した時期						

第8章 手続きの経過の概要及び問い合わせ先

1. 手続きの経過の概要

本事業に係る環境影響評価の手続きは、札幌市環境影響評価条例第8条から第14条に基づき実施する。

2. 記載内容についての問い合わせ先

(1) 事業者の問い合わせ先

窓 口 : 札幌市下水道河川局 事業推進部 下水道計画課
住 所 : 札幌市豊平区豊平6条3丁目2-1
電 話 : 011-818-3441

(2) 環境影響評価を委託した者の氏名及び住所

名 称 : 株式会社エイト日本技術開発 札幌支店
住 所 : 札幌市北区北7条7丁目1番地30
電 話 : 011-757-9510